

一般財団法人埼玉伝統工芸協会職員旅費規程

〔平成24年1月27日
規程第 8 号〕

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人埼玉伝統工芸協会(以下「協会」という。)の用務のため旅行する職員に支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 職員が協会用務のために、旅行することを命ぜられた場合に支給する旅費については、小川町職員等の旅費に関する条例(平成2年条例第4号)に定める小川町職員等の旅費支給の例による。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、小川町職員等における旅費の取扱いの例に準じ代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。